

(平成24年5月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年9月から51年3月まで
② 昭和52年4月から53年3月まで

A市内で先輩がやっていた婦人既製服店で縫製を2年半ほど学んだ。その期間は国民年金に加入していなかったが、両親兄弟から叱責を受けたので、決断して夏の暑い日にA市B出張所に行き国民年金の加入手続をした。31か月遡り加入して、5万円ぐらいを一括して支払ったが、昭和50年9月から51年3月までの期間及び52年4月から53年3月までの期間の19か月が納付となっていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は比較的短期間である上、申立人が国民年金に加入していないことを叱責した両親及び兄弟に未納期間は無く、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料が全て納付済みであり、納付意欲が高かったことがうかがえる。

また、申立期間②については、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和53年に払い出されており、その払出時期を基準とすると、申立期間の一部である51年4月から53年3月までの期間は過年度納付が可能であり、A市の被保険者名簿及び特殊台帳により、53年4月から同年6月までの保険料が同年6月20日に納付された後、51年4月から52年3月までの保険料が53年8月28日に納付されており、申立期間②のみ保険料を納付しなかったものとは考え難い。

さらに、申立人が当時住んでいたA市は「過年度分の納付書の発行に関しては、社会保険事務所（当時）から白紙の国庫専用の納付書（3部複写）を預かり、その納付書を発行していた。また、過年度の国民年金保険料の収納は市役所内の金融機関窓口で行っていた。」と回答しており、「A市から未納分の一括納付書が送られて来て、A市役所内の金融機関窓口で納付した。」という申立人の供述と一致する。

しかしながら、申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点で、第3回特例納付により保険料を納付することも可能な期間であるところ、申立人は5万円ぐらを一括納付書で一度に国民年金保険料を納付したと供述しているが、この金額は実際に必要となる金額と乖離していることから、特例納付により保険料を納付したとまで推認することは困難である。

また、申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、そのほかに関係人の証言も得られないことから、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付した事実を推定することは困難である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和52年4月から53年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年1月、同年2月、55年1月及び同年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年1月及び同年2月
② 昭和55年1月及び同年2月

申立期間は学生で、父親が免除の手続きをしてくれていた。その後、A市役所からだと思うが、追納のお知らせが届いたので、まとめて納付した。申立期間が、免除期間になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の合計は4か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、未納期間は無い上、申請免除期間についても国民年金保険料の追納がみられるなど、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間直前の昭和53年7月から同年12月までの期間、及び55年3月から同年12月までの期間の国民年金保険料が、昭和63年度及び平成元年度に追納されていることが確認できることから、申立期間の国民年金保険料についても、同様に追納したのと考えても不自然ではない。

さらに、申立人は、昭和60年より接骨院を経営しており、開院当時から委託されている会計事務所は、当該接骨院は、安定した経営状態であったと証言していることから、申立人が追納をしたと考えられる63年から平成2年当時、申立人の経済状況は保険料を追納するのに問題は無いと推認できる上、申立人の住所や生活状況に変更は無いことから、申立期間の4か月の保険料のみ追納しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成13年1月1日から同年11月1日までの期間及び15年1月1日から同年9月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額を13年1月から同年10月までは50万円、15年1月から同年8月までは62万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成17年8月1日から18年10月1日までの期間及び同年11月1日から19年1月1日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を17年8月は50万円に、同年9月から18年9月まで、同年11月及び同年12月は47万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成13年1月1日から同年11月1日まで
② 平成15年1月1日から19年4月1日まで

A社に勤務していた申立期間①及び②における標準報酬月額が実際に支給されていた給与額に比べ低額になっていることがねんきん定期便から分かった。しかし、預金通帳及び平成18年、19年の源泉徴収票から、標準報酬月額を超える給与額であったこと、及び高額な保険料が控除されていることが分かるので、調査の上、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録によると、申立人のA社における平成13年1月から同年9月までの標準報酬月額は、当初、申立人が主張する50万円と記録されていたところ、同年8月27日付けで、遡って26万円に訂正されている上、同日において、同社の取締役である3人についても申立人と同様の処理がされていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、「給与は下がったことが無い。」と供述している

上、申立人から提出された預金通帳で確認できる給与振込額は減額していない。

また、A社に係る滞納処分票により、当時、同社において厚生年金保険料の滞納があったことが確認できる上、同社の経理担当者は、「社会保険事務所の担当者に言われ、標準報酬月額を下げる書類に押印した。」と供述している。

一方、オンライン記録によると、申立人の平成13年10月の標準報酬月額は、同年10月11日付け定時決定処理において、26万円とされており、同年11月の随時改定まで継続している。

しかしながら、上記の預金通帳から、平成13年10月の給与振込額は、それ以前の給与振込額と同額であることが確認できる。

また、当該定時決定に係る報酬月額算定基礎届の処理日(平成13年10月11日)は、上記遡及訂正処理日(同年8月27日)と近接している上、上記の滞納処分票によると、A社は、同年10月11日においても厚生年金保険料を滞納していることが確認でき、当該滞納保険料について、社会保険事務所と協議していた状況がうかがえる。

これらのことから、平成13年10月11日付けで行われた定時決定処理は、同年8月27日付けで行われた遡及訂正処理に連動してなされた処理であると考えることが妥当である。

これらを総合的に判断すると、平成13年8月27日付けで行われた遡及訂正処理及び同年10月11日付けで行われた定時決定処理は事実上即したものととは考え難く、社会保険事務所が行ったこれらの遡及訂正処理及び定時決定処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、これらの遡及訂正処理及び定時決定処理の結果として記録されている申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、13年1月から同年9月までは事業主が社会保険事務所に当初届け出た50万円に、同年10月は同年8月27日付けの標準報酬月額の変更前の記録から50万円に訂正することが必要と認められる。

2 申立期間②のうち、平成15年1月1日から同年9月1日までの期間について、オンライン記録によると、申立人の当該期間の標準報酬月額は、当初、申立人が主張する62万円と記録されていたところ、同年4月3日付けで、遡って26万円に訂正されている上、同日において、前述の3人についても申立人と同様の処理がされていることが確認できる。

また、A社に係る滞納処分票から、当該期間において同社が社会保険料を滞納していたこと、及び当該訂正処理日の前日に経理担当者が社会保険事務所に出向いていたことが確認できる上、同担当者は「標準報酬月額を下げる書類に押印した。」と供述している。

さらに、申立人から提出された預金通帳で確認できる給与振込額は減額していない。

これらを総合的に判断すると、平成15年4月3日付けで行われた遡及訂正処理は事実上即したものととは考え難く、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由が無く、有効な記録訂正があったとは認められない。

このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の当該期間に係る標準報酬月額、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 62 万円に訂正することが必要である。

なお、当該遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成 15 年 9 月 1 日）で 26 万円と記録されているところ、当該処理については、遡及訂正処理との直接的な関係をうかがえる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

- 3 申立期間②のうち、平成 17 年 8 月 1 日から 18 年 10 月 1 日までの期間及び同年 11 月 1 日から 19 年 1 月 1 日までの期間について、申立人から提出された預金通帳から、17 年 8 月から同年 12 月までの給与振込額は、18 年 1 月から同年 6 月までの給与振込額と同額であることが確認できる。

また、申立人から提出された平成 18 年分の源泉徴収票及び平成 19 年度市県民税所得課税証明書によると、申立人が控除されていた厚生年金保険料は、オンライン記録における標準報酬月額に基づく厚生年金保険料より高額である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人から提出された預金通帳で確認できる給与振込額、平成 18 年分の源泉徴収票及び平成 19 年度市県民税所得課税証明書で確認又は推認できる保険料控除額から、17 年 8 月は 50 万円、同年 9 月から 18 年 9 月まで、同年 11 月及び同年 12 月は 47 万円とすることが妥当である。

なお、申立期間②のうち、平成 17 年 8 月 1 日から 18 年 10 月 1 日までの期間及び同年 11 月 1 日から 19 年 1 月 1 日までの期間において、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A 社は既に倒産し、元事業主は資料が無いと回答しているが、同僚においても当該期間とほぼ同一の期間においてオンライン記録における標準報酬月額を超える保険料が控除されていることがその所持する給与明細書及び源泉徴収票で確認できること、及び 17 年 8 月 1 日から 18 年 10 月 1 日までの期間についてはオンライン記録における標準報酬月額が、保険料控除額に見合う標準報酬月額と長期間にわたり一致していないことから、事業主は当該報酬月額を社会保険事務所に届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 4 一方、申立期間②のうち、平成 15 年 9 月 1 日から 17 年 8 月 1 日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、同僚に照会したものの、申立人の当該期間における保険料の控除をうかがうことのできる供述を得ることができない。

また、申立期間②のうち、平成 18 年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間及び 19 年 1 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間について、申立人の預

金通帳によると、当該期間においては給与の振込は無い上、申立人から提出された18年分及び19年分の源泉徴収票及び平成19年度市県民税所得課税証明書から未払金額が確認できることから、申立人は当該期間において、給与の支給を受けていないと推認できる。

このほか、申立期間②のうち、平成15年9月1日から17年8月1日までの期間、18年10月1日から同年11月1日までの期間及び19年1月1日から同年4月1日までの期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年12月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年12月から50年3月まで
昭和44年12月頃、母親が加入手続をしたと思う。その後、母親が、毎月10日に自宅集金に来ていた職員に、父親と私の分の国民年金保険料を渡していた記憶がある。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和51年4月頃に払い出されていることから、申立人の国民年金加入手続は、この頃に行われたものと推認でき、その時期を基準とすると、申立期間の大部分は時効により国民年金保険料が納付できない期間である上、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、その母親が、申立人とその父親の申立期間における国民年金保険料を、毎月、自宅集金に来ていた職員に渡していたと述べているところ、特殊台帳及びA市の国民年金被保険者名簿検認記録によると、申立人の父親の保険料は、昭和50年に、第2回特例納付及び過年度納付により納付されていることが確認できることから申立内容が不合理である。

さらに、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、加入手続及び保険料の納付を行ったとするその母親も既に亡くなっている上、当時の職員は、現在、行方不明であることから、申立期間における申立人の国民年金加入状況及び保険料納付状況等が不明であるほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から41年8月まで

申立期間において、A社B支店C出張所でダンプカーの運転手として勤務していた。昭和37年頃に約1か月間、健康保険を使用し入院した記憶もあるので、当該期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は「当社の従業員名簿に申立人の名前が確認できないため、当社での年金加入ではないと思われる。また、勤務形態等についての確認はできない。」と回答している。

また、申立期間について厚生年金保険被保険者名簿及び被保険者原票に申立人の氏名は無い上、オンライン記録によると、申立人は、申立期間に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、申立人と同様、運転手として勤務していた複数の同僚は、A社の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない上、オンライン記録によると、申立期間において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。